

地域リハビリテーション活動支援事業について

健康福祉部保険指導課



介護予防の推進

介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。
- 生活機能(※)の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。

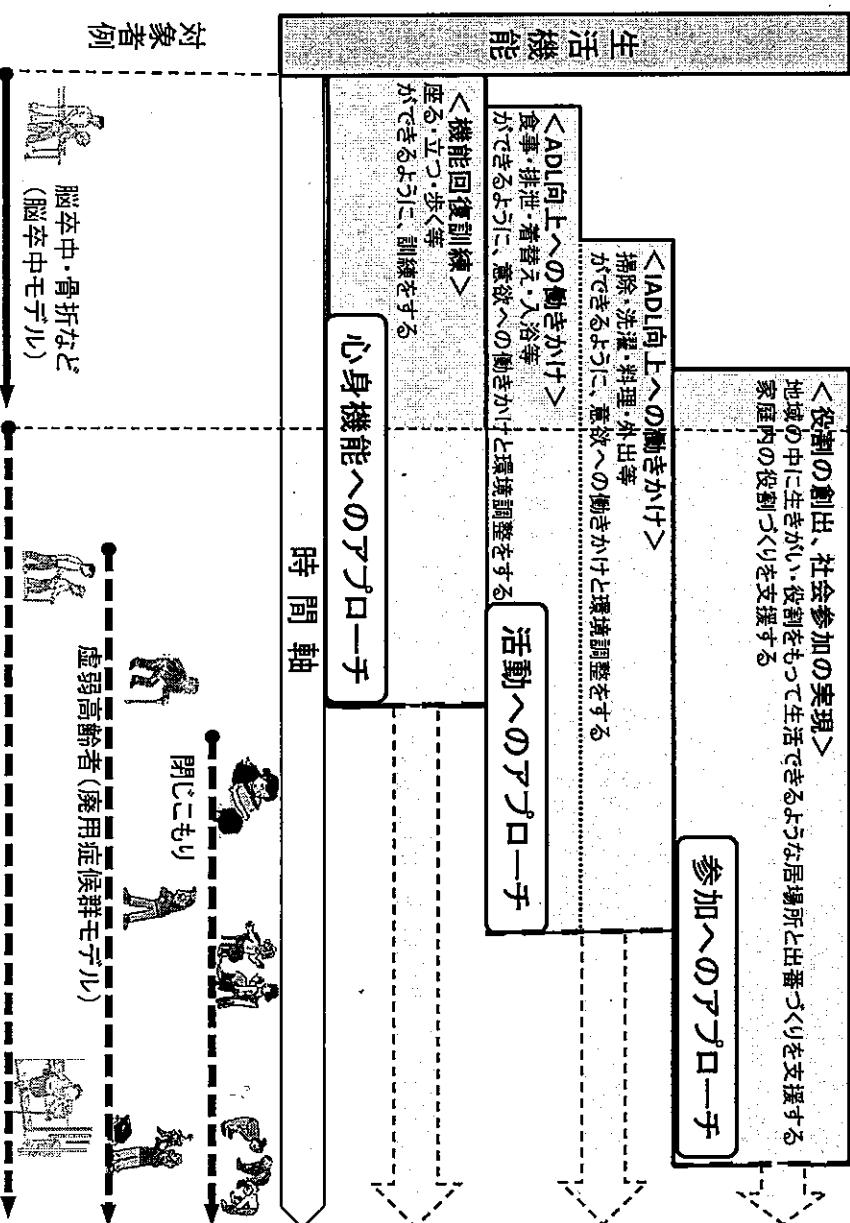
*「生活機能」・「ICFでは、人が生きていくための機能全体を「生活機能」として、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される。

これまでの介護予防の問題点

- 介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであった。
- 介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずしも十分でなかった。
- 介護予防の利用者の多くは、機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また、介護予防の提供者も、「活動」や「参加」に焦点をあててこなかったのではないか。
- これらの介護予防の考え方
- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもつて生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、結果として介護予防にもつながるという相乗効果をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

高齢者リハビリテーションのイメージ

再掲



これからの介護予防の具体的アプローチについて

リハ職等を活かした介護予防の機能強化

- リハ職等が、ケアカンファレンス等に参加することにより、疾病の特徴を踏まえた生活行為の改善の見通しを立てることが可能となり、要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法を検討しやすくなる。
- リハ職等が、通所と訪問の双方に一貫して集中的に関わることで、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切なアセスメントに基づくADL訓練やIADL訓練を提供することにより、「活動」を高めることができる。
- リハ職等が、住民運営の通いの場において、参加者の状態に応じて、安全な動き方等、適切な助言を行うことにより、生活機能の低下の程度にかかわらず、様々な状態の高齢者の参加が可能となる。

住民運営の通いの場の充実

- 市町村が住民に対し強い動機付けを行い、住民主体の活動的な通いの場を創出する。
- 住民主体の体操教室などの通いの場は、高齢者自身が一定の知識を取得した上で指導役を担うことにより役割や生きがいを認識するとともに、幅広い年齢や状態の高齢者が参加することにより、高齢者同士の助け合いや学びの場として魅力的な場になる。また、参加している高齢者も指導者として通いの場の運営に参加するという動機づけにもつながっていく。
- 市町村の積極的な広報により、生活機能の改善効果が住民に理解され、更に、実際に生活機能の改善した参加者の声が口コミ等により拡がることで、住民主体の通いの場が新たに展開されるようになる。
- このような好循環が生まれると、住民主体の活動的な通いの場が持続的に拡大していく。

高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進

- 定年後の社会参加を支援する等を通じて、シニア世代に担い手になつてもらうことにより、社会的役割や自己実現を果たすことが、介護予防にもつながる。

現行の介護予防事業

一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業

一般介護予防事業

・介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

・二次予防事業

地区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な

介護予防の取組を推進する観点から見直す

・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

再掲

・地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

・一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

介護予防・日常生活支援総合事業

(新)地域リハビリテーション活動支援事業
地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域会議、サービス担当者会議、住民運営の通い、訪問等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

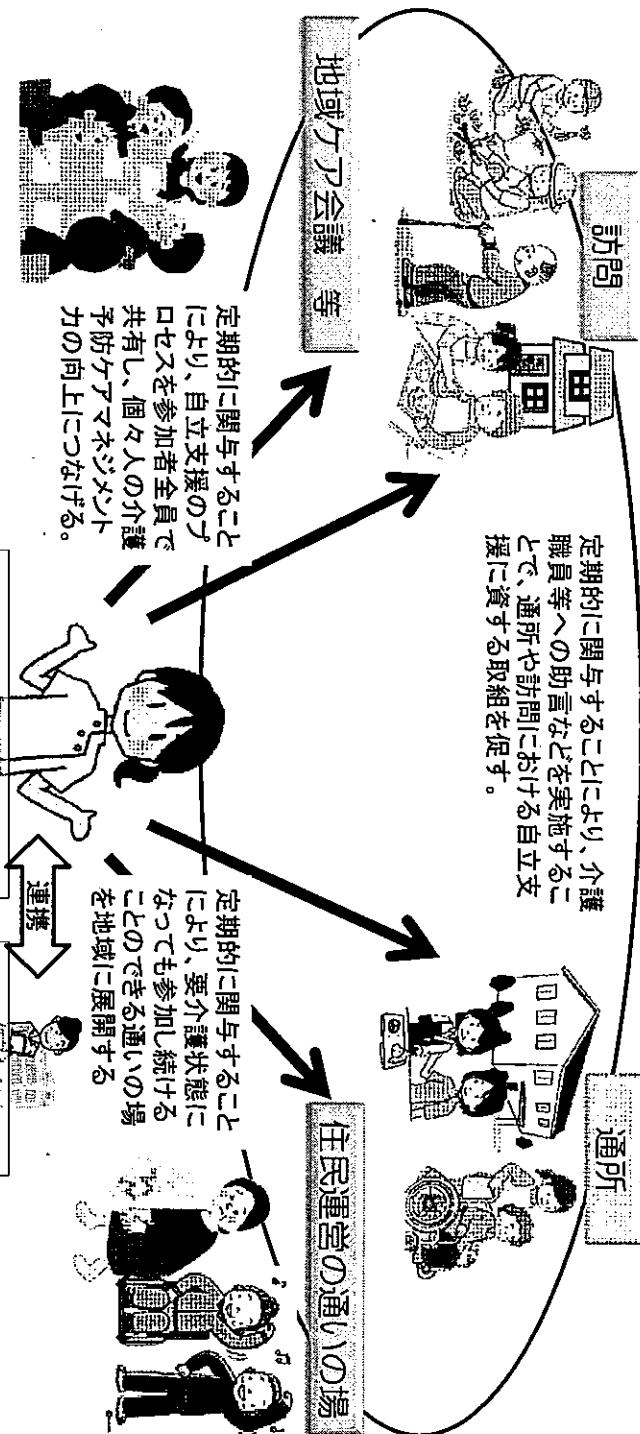
※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する

介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

再掲

- 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等を活かした介護予防の機能強化

市町村

地域支援事業

- <H27年度～ 地域リハビリテーション活動支援事業>
- ・地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域
- ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテー
- ション専門職等の関与を促進する。

都道府県

介護予防市町村支援事業

- <H26年度～ リハビリテーション専門職等の広域的派遣調整>
- ・リハビリテーション専門職等の広域的な派遣調整
- ・派遣にあたり、市町村事業等に必要な知識（活動と参加に焦点を当てたアプローチ）を習得させるための研修

市町村単独では確保が困難なり、
ハビリテーション専門職等について、
職能団体等の協力を得ること
により、広域派遣調整を行う。

バックアップ

関連職能団体等

- ・介護予防の推進
- ・好事例の収集・提供

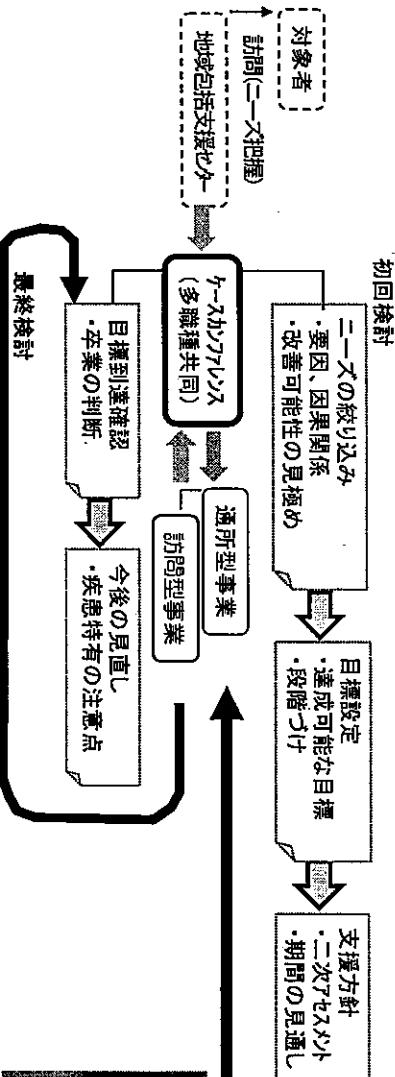
予防モデル事業を通じてみえてきたリハ職の役割①～ケースカンファレンス～

リハ職が、ケースカンファレンスに参加することにより、疾患の特徴を踏まえた生活行為の改善の見通しを立てることが可能となり、要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法を検討しやすくなる。

ケースカンファレンスの概要

- リハ職の役割：難しくなっている行為について要因の検討、疾患特有の症状とADL・IADLの関連の整理、不足している情報・矛盾点の有無、リハ職による二次アセスメントの必要性の判断、改善可能性の見当づけ
- 職種構成：保健師・看護師・ケアマネ・介護福祉士・管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士・薬剤師
- 所要時間・処理件数：3時間程度（1件10～15分程度 × 15～16件）

ケースカンファレンスの実際



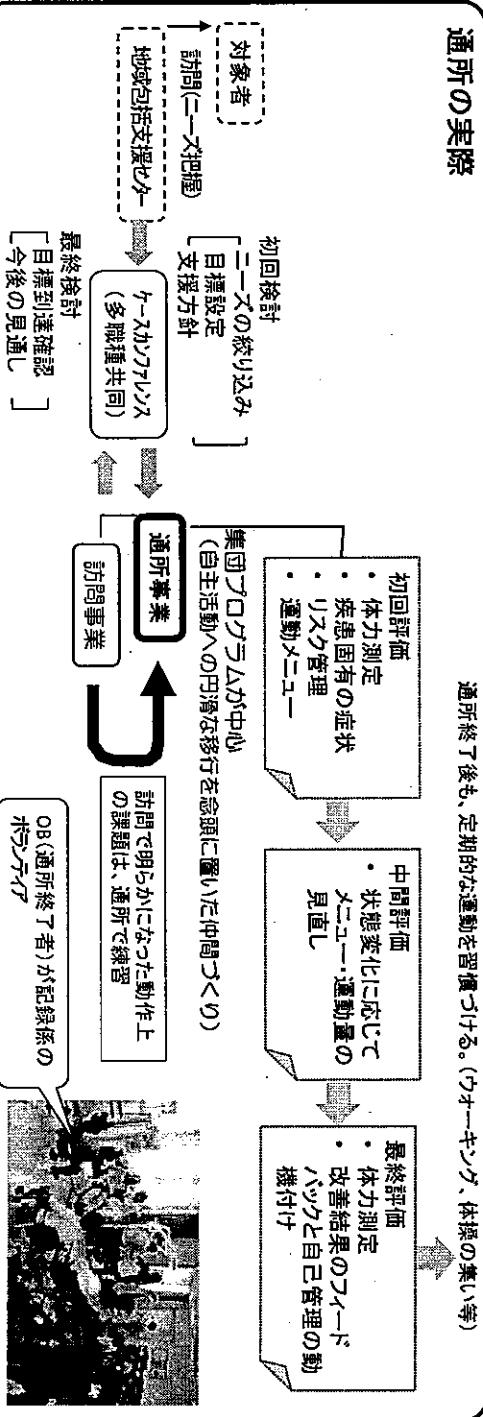
予防モデル事業を通じてみえてきたリハ職の役割②～通所事業～

- リハ職が、利用者の身体機能に応じた運動プログラムの提示や段階的進め方について、介護職員等にアドバイスを行うことにより、運動を主体とした集団プログラムを効果的に実施することができる。
- また、通所と訪問の双方に一貫して関わり、支障をきたしている生活行為（風呂のまたぎや荷物を持った歩行など）の改善（必要な運動メニューを提示することにより、生活機能の向上を図ることができる。

- リハ職の役割：活動種目の選定と導入（OT）、運動指導員・介護職員・理学療法士（作業療法士）
- 職種構成：通所スタッフ（介護職員・運動指導員等） & 理学療法士（作業療法士）

- 対応の頻度：1ケル3か月（週2回×12週）の場合 ⇒ 利用者1人につき3回程度の評価（初回・中間・最終）
※利用者の状態に応じて、かかりつけ医に遵守事項を確認（心疾患等による運動負荷の制限等）

通所の実際

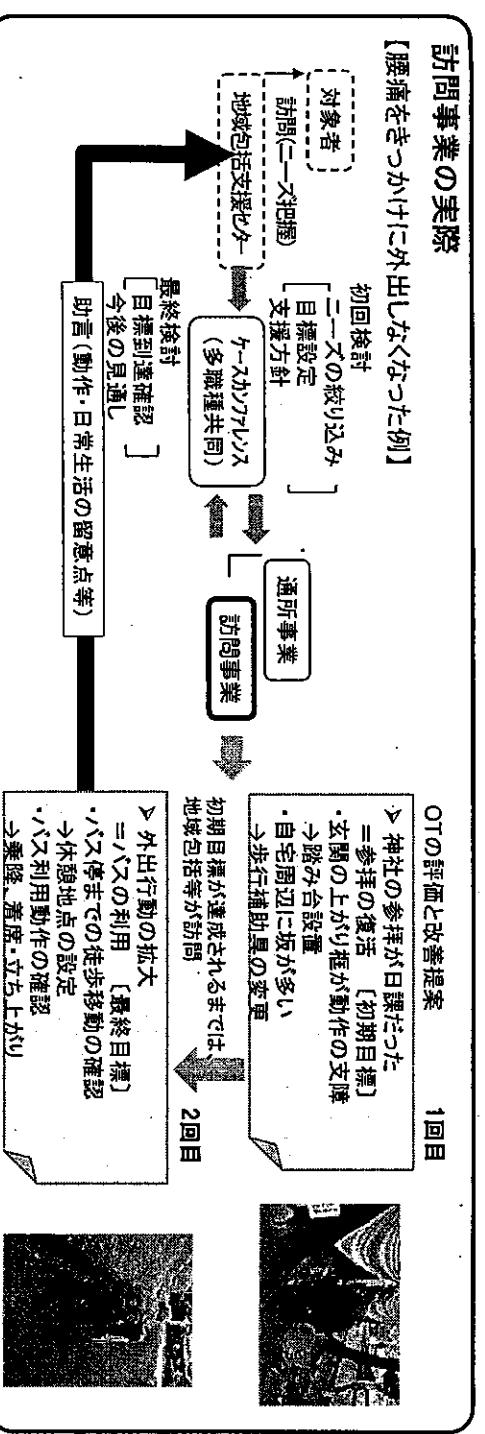


予防モデル事業を通じてみえてきたリハ職の役割③～訪問事業～

リハ職が、要支援者等の自宅を訪問することにより、難しくなっている生活行為が明らかとなり、動きやすい住環境に調整(家具の配置換え、物干し台の高さ調整などの生活上の工夫)することができる。

訪問事業の概要

- リハ職の役割：生活の場における動作・環境の評価、改善策の提案、本人・家族・地域包括支援センターへの助言
- 職種構成：市町村保健師or地域包括支援センター職員 & 作業療法士 or理学療法士(ケアマネジメントを担う地域包括支援センター等との同行訪問が基本。)
- 対応の頻度：1回1時間程度、対象者一人につき1～3回程度で終結
- ※利用者の状態に応じて、かかりつけ医に遵守事項を確認(心疾患等による運動負荷の制限等)



※筋力向上や疼痛緩和等の機能へのはたらきかけはPTが、生活側面の評価と動作の応用はOTが適しており、対象者の状態に応じて選択できることが望ましい。

介護予防市町村支援事業実施要綱

第1 事業の目的

介護予防の推進にあたっては、高齢者の心身機能を高めることだけを目指すのではなく、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者を取り巻く環境へのはたらきかけも含めたバランスのとれた取組が重要である。このため、リハビリテーション専門職等を積極的に活用し、要介護状態になつても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。

本事業は、市町村が、地域の多様な資源を活用しながら効果的な介護予防の取組を効率的に実施することができるよう、都道府県が、広域的な観点から様々な市町村支援を実施すること目的とするものである。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

第3 事業内容

事業内容は、次に掲げる事項とする。

- 1 介護予防市町村支援委員会の設置・運営及び介護予防の取組の評価
- 2 介護予防の取組に従事する者に対する研修
- 3 リハビリテーション専門職等の広域派遣調整
- 4 その他必要と認められる事項

第4 介護予防市町村支援委員会の設置・運営及び介護予防の取組の評価

1 趣旨
都道府県は、本事業の目的を達成するため、介護予防市町村支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置し、市町村の介護予防の取組の把握、課題の整理、必要な支援の検討を行う。なお、支援委員会は、委員会形式に限定するものではなく、検討会をもつて支援委員会とすることができる。

2 組織

- (1) 支援委員会の構成
支援委員会は、医療関係団体、市町村、介護保険事業者、住民、保健所

長、学識経験者等により構成する。

(2) 専門部会の設置

専門的見地から調査・検討を行うため、支援委員会に、専門部会を設置することもできる。なお、支援委員会及び部会の構成員との重複や合同で開催することを妨げない。

3 運営

支援委員会は、次の事項について調査・検討し、その結果を都道府県に報告するものとする。

- (1) 介護予防の普及啓発に関すること
- (2) 介護予防の取組に従事する人材の確保及び資質向上に関すること
- (3) 介護予防の取組の評価に関すること
- (4) その他介護予防の取組の効果的・効率的な実施に必要な事項に関すること

4 介護予防の取組の評価

支援委員会は、市町村における介護予防の取組に関し、次に掲げる事項について評価を実施し、課題を整理する。

都道府県は、市町村における介護予防の取組の評価結果について、市町村に還元するとともに、公表する。

- (1) 実施内容・方法
- (2) 実施体制
- (3) 介護予防の取組の効果
- (4) その他介護予防の取組の効果的実施に資する事項

5 実施上の留意事項

都道府県は、支援委員会における調査・検討の結果を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

また、市町村における介護予防の取組の評価の実施に当たり、次に掲げる事項について留意すること。

- (1) 都道府県は、市町村における介護予防の取組が効果的かつ効率的に実施されるよう、地域包括ケア「見える化」システムの活用や都道府県統一評価様式の作成や評価内容の公表や市町村への還元を検討するとともに、保健所等と連携を図るなど地域資源を活用しつつ、積極的に評価を行うものとする。
- (2) 都道府県は、事業評価の実施に当たっては市町村や事業者と十分に連絡・

調整を行うとともに、関係団体及び関係機関に対し、事業評価の趣旨を周知徹底して積極的な協力を求めるものとする。

- (3) 介護予防の取組の評価に関する国や他の都道府県の取組との連携を十分に図るよう努めるものとする。
- (4) 介護予防の取組に係る評価結果の公表に当たっては、利用者等の個人情報の保護に十分に配慮するものとする。

第5 介護予防従事者研修会の開催

1 趣旨

都道府県は、介護予防の取組に従事する者の資質の向上を図ることを目的に、介護予防従事者研修会（以下「研修会」という。）を開催する。

2 研修会の区分

研修会の区分は、次のとおりとする。

- (1) 市町村職員等の行政担当者に対する研修
- (2) 介護予防の取組の実施担当者に対する研修

3 研修会の内容

都道府県は、年度ごとに研修会の実施計画を策定し、研修会の区分ごとに、次に掲げる内容の研修会を開催する。

- (1) 市町村職員等の行政担当者に対する研修
 - ア 制度の概要
 - イ 事業実施計画の策定方法
 - ウ 事業展開の方法
 - エ 事業評価の方法
 - オ 安全管理の方法
 - カ その他介護予防の取組の実施・管理に資する内容
- (2) 介護予防の取組の実施担当者に対する研修
 - ア 制度の概要
 - イ 地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組
 - ウ 安全管理の方法
 - エ 介護予防に関する効果の評価方法
- 4 研修期間及び受講人員
研修期間及び受講人員は、研修内容を踏まえ、適切に設定すること。

5 開催回数

開催回数は、研修会への参加状況等を踏まえ、適切に設定すること。

6 開催場所

研修内容等を踏まえ、適切な実施が可能な場所とすること。

7 実施上の留意事項

- (1) 研修会の実施計画は、支援委員会における検討を踏まえ策定するものとする。
- (2) 市町村職員等の行政担当者に対する研修においては、第4の取組評価の結果を踏まえ、各市町村が実施状況に基づく課題分析や対応策等の企画に取り組めるような内容構成に留意すること。また、市町村等において設置される地域包括支援センターや介護予防サービス提供事業所に対する必要な支援や評価に係る技術的助言等の参考になる内容も含むことが望ましい。
- (3) 介護予防の取組の実施担当者に対する研修においては、実施者の資質向上の重要性に鑑み、職種別や資質のレベル別の研修を実施する等、対象者が適切な知識や技術を習得できるよう留意すること。
- (4) 研修会の実施においては、地域の実情に応じた内容とするため、地域における保健所による実施等を検討すること。

第6 リハビリテーション専門職等の広域派遣調整

1 趣旨

生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要である。このため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進することを目的に、市町村単独では確保が困難なりハビリテーション専門職等について、職能団体等の協力を得ることにより、広域派遣調整を行う。

2 広域派遣調整の内容

- (1) リハビリテーション専門職等の広域的な派遣調整
- (2) 派遣にあたり、市町村事業等に必要な知識を習得させるための事前研修会の開催

3 実施上の留意事項

リハビリテーション専門職等の例としては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士などが想定されるが、地域の実情に応じ、自立支援に資する取組を推進する上で市町村単独では確保が困難な専門職について派遣調整を行うものとする。

第7 報告

都道府県は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

第8 経費の負担

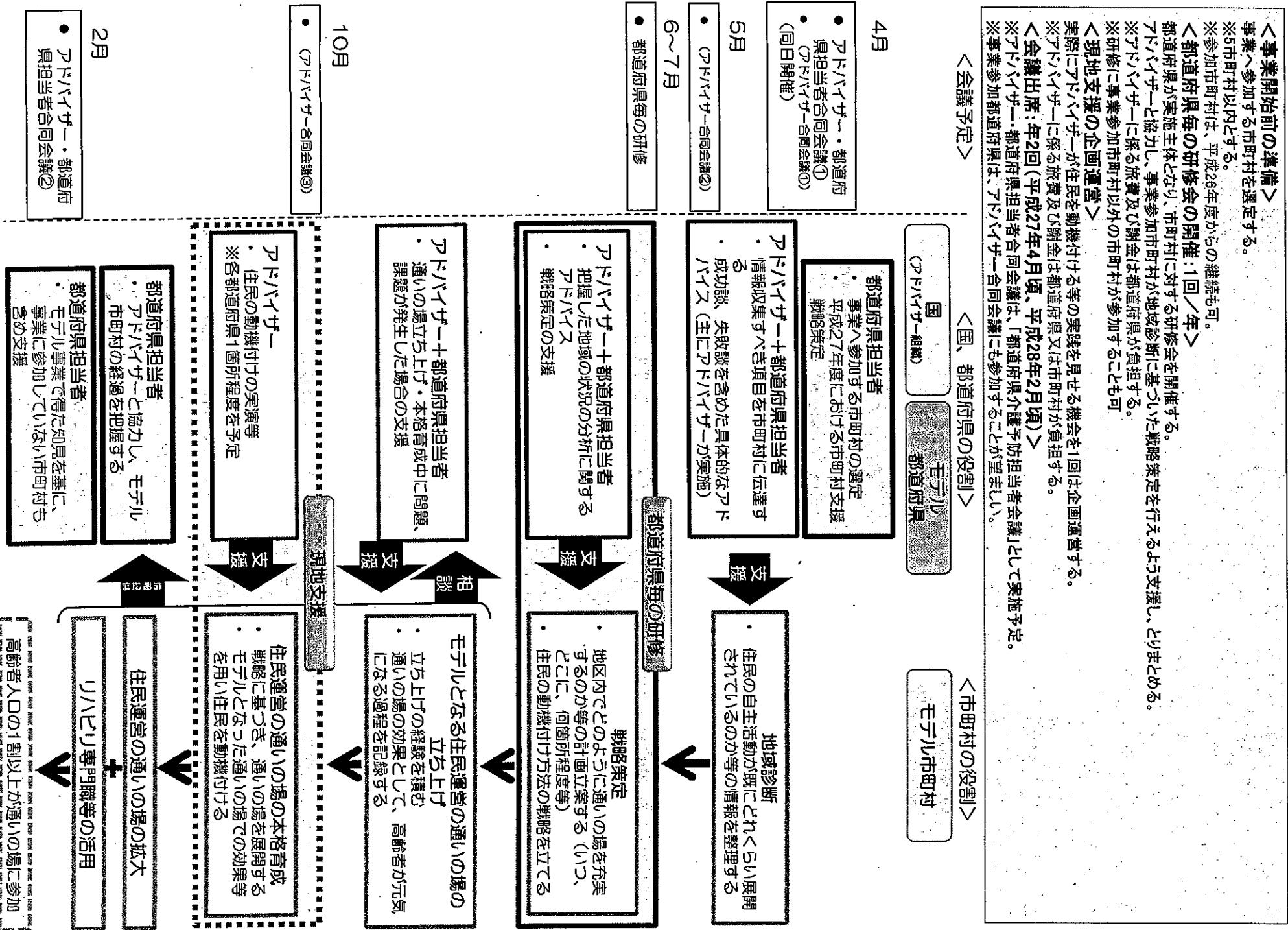
都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、厚生労働省が別に定める「介護保険事業費補助金交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

第9 施行期日

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

平成27年度地域づくりによる介護予防推進支援事業における都道府県の役割（案）

資料1



※スケジュール及び詳細については今後検討する

